

懸念残し「登録型」発進

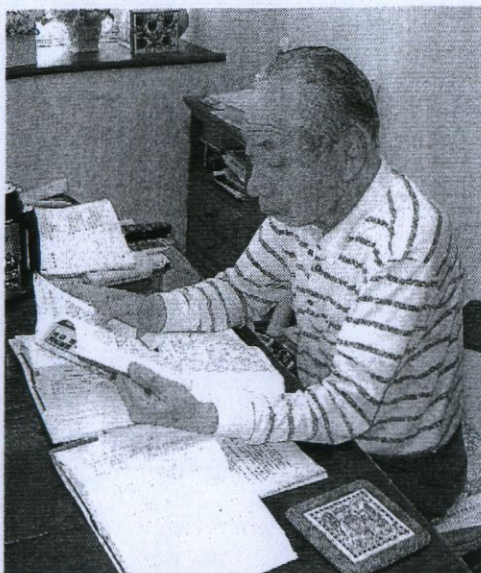
派遣の行方①



「派遣労働者は炭坑のカナリアだ。雇用不安が始まると真っ先に切られる」。10月1日、労働者派遣法改正へ向けて開かれた集会で、参加した製造業の非正規労働者労組のメンバーは訴えた。

いまや雇用劣化の象徴になった派遣労働。「労働者派遣法の生みの親」といわれる高梨昌・信州大名誉教授(81)はつぶやく。「出発点はヤミで広がった働き方を法の枠にはめて認めるものだった。後の原則自由化が問題だった」

派遣業が日本に入ってきたのは70年前後。外資系企業の進出でタイピストやテレックオペレーター需要急増が背景にあった。73年に「テンブスタッフ」を設立した篠原欣子社長(74)は「秘書として働いたオーストラリアで派遣を知り、会社にも働き手にも便利な仕組みと感心して帰国後に始めた」と振り返る。



労働者派遣法の資料に目を通して制定当時を振り返る高梨昌さん＝神奈川県内の自宅

のが、当時信州大教授で後に中央職業安定審議会会長になる高梨さんだった。

派遣労働には、派遣会社が働き手を雇い仕事がないときも賃金を保障する「常用型」と、登録して仕事 came ときだけ働いて賃金を受け取る「登録型」がある。仕事が切れたら収入も途絶える「登録型」の導入には当初、旧労働省も労組も反対だった。

だが、高梨さんは強く推した。85年に男女雇用機会均等法が制定された。「女性も男性並みに働くことになると、家事育児のある女性についてはいけない。女性が働きたいときに働け、パートより高賃金で質の高い働き方の受け皿として登録型が必要だった」

男性正社員の仕事が派遣労働にとって代わられるという懸念には「女性を中心とした一部専門職に限れば正社員の雇用を浸食しない」と説得。秘書など、女性の派遣が進出していた分野を中心に、13業務に限って「登録型」を認める派遣法がスタートした。

だが「派遣労働ネットワーク」理事長の中野麻美弁護士(57)は当時、派遣法制定問題に取り組み、強い疑問を抱いた。「女性が自立できるような正社員の働き方を変えるのではなく、現状追認の登録型という超不安定雇用の枠をつくってしまっただけだ。それが後のワー

規制緩和で劣化広がる

キングプアにつながった」

懸念が表面化しなかったのは、バブル景気のおかげだった。人手不足のなか「パートは800円、派遣なら1500円」とPRする派遣会社も出た。社会保険や交通費は自前だが低賃金に不満を抱く女性たちはひかれた。人手不足から、社員を引きとめやすい「常用型」が優勢となった。

だが、バブル崩壊で「登録型」は拡大の道をたどる。業界は仕事がなくとも賃金を保障する「常用型」を維持できず、90年に「登録型」の売り上げが「常用型」を上回る。96年には業界などの要望で対象業務は26業務に広がった。山一証券などが破綻した97年、景気対策として政府の規制緩和推進計画に「派遣事業の対象業務の原則自由化」が盛り込まれた。審議会で労働側は反対したが、当時、労働省職業安定局長だった征矢紀臣さん(68)は伊吹文明労相に「早くまとめる」と言われ、98年、反対を押し切り原則自由化案をまとめた。「国際労働機関(ILO)181号条約も97年に採択され、もう引き延ばせなかつた」

181号条約は、民間職業紹介や派遣などの新人材ビジネスに対応する枠組みづくりを求めている。「全産業、全労働者に適用し、例外は労組との協議で決める」との条項を日本政府は「派遣の原則自由化を求めた」と解釈した。

ILO事務局長補だった堀内光子さんは「条約の精神は、派遣などの新分野に法の枠をつくり、例外なく法の下におさめることで働き手の保護を図るもの」と説明する。連合事務局長だった笹森清さん(68)は「国際競争の激化で経営側が非正規雇用の大幅緩和路線に転換、審議会で労使が合意できない場面が続出した。政府は労働者保護を求める181号を『原則自由化』と読み込むことで外の力を借りて押し切った」

「原則自由化」は04年、製造業派遣の解禁に発展し、日雇い派遣の横行にも道を開く。関根秀一郎・派遣ユニオン書記長は言う。「劣悪な雇用を法律で追認していく。これが派遣法の歴史だ」

派遣法改正案が4日、国会に提出された。派遣労働の課題を7回にわたり検証する。

労働者派遣法の規制緩和の動き

- 85年 男女雇用機会均等法、労働者派遣法制定
- 86年 13業務を対象に派遣法施行
- 96年 派遣の対象を26業務に広げる
- 99年 対象業務を「原則自由化」
- 00年 正社員への道がある紹介予定派遣開始
- 04年 上限1年で製造業派遣解禁、制限期間を過ぎたとき派遣先企業に直接雇用の申し込み義務
- 07年 製造業派遣の制限期間を1年から3年に拡大

◇(編集委員・竹信三恵子)